

別表第3（第4条関係）

補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項各号に掲げる補助対象設備	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 市に納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置費等を負担し、所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。この場合において、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとするとともにリース契約について、次のいずれかの要件に該当しなければならない。</p> <p>ア リース期間が第11条第1項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p>

別表第4（第4条関係）

補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備（住宅用太陽光発電設備を除く。）について、別表9に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。</p>
窓の断熱改修	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項（2）ア又はイに該当する場合</p> <p>ア 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>イ 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>ウ 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要</p>

	<p>綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項(2)ウに該当する場合</p> <p>ア 補助対象設備を設置するマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>イ 補助対象設備を設置するマンション等において、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
電気自動車等	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人であること(市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
V2H充放電設備	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人であること。(市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
集合住宅用充電設備	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 補助対象設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に当たって、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金要綱(20221219財製第4号)に基づき国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(以下「国促進補助金」という。)の</p>

	<p>交付決定通知を受けていること。ただし、住民のみ充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(3) 同一の工事において、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする佐倉市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 同一の工事において、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>

注 住宅用太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。